

メール件名：

・「ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン（R6. 4. 3）」

ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン

第211号 令和6年4月3日

「マカダミアナッツ」が特定原材料に準ずるものに追加されました。

令和6年3月28日、食品表示基準の改正により、特定原材料に準ずるものに「マカダミアナッツ」が追加されました。

アレルギー表示の対象品目については、食品表示基準で表示が義務付けられたもの（特定原材料）と通知で表示を推奨されているもの（特定原材料に準ずるもの）の2種類がありますが、マカダミアナッツによるアレルギー症例数の増加等を踏まえ、「特定原材料に準ずるもの」に追加されました。

また、今回の改正で、特定原材料に準ずるものから「まつたけ」が削除されました。

食物アレルギーは、かゆみ・じんましん、唇やまぶたの腫れ、嘔吐、咳・ぜん息といった症状をはじめ、血圧低下、意識障害等の重篤な症状、場合によっては、アナフィラキシーショックなどの命の危険がある症状を引き起こすことがあります。

食物アレルギーと向き合う場合、正しい診断に基づいて、必要最小限の範囲で原因となる食物を取り除くことが大切です。

岐阜県では、食品のアレルギーについて、適切な表示がされているか検査を実施しています。県民の皆様におかれましても、食品の表示をよく確認していただき、食物アレルギーによる健康被害を予防しましょう。

詳しい結果については、下記リンクをご参照ください。

■食品表示基準新旧対照表（消費者庁HP）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_240328_06.pdf

■食品表示基準Q&A新旧対照表（消費者庁HP）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_240328_18.pdf

その他、「食品表示基準」及び関連通知の一部改正等について、詳しくは下記リンクをご参照ください。

食品表示法等（法令及び一元化情報）（消費者庁HP）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

◆加工食品のアレルギー表示ハンドブック

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_2105_14_01.pdf（消費者庁ホームページ）

○添付ファイル（PDF）を開くには AcrobatReader が必要です
お持ちでない場合は、以下よりダウンロードしてください。

<http://www.adobe.com/jp/products/acrobat/readstep2.html>

○メールマガジンのバックナンバーはこちら

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1364.html>

○配信中止・配信先変更

<mailto:c11222@pref.gifu.lg.jp> までお知らせください。

[ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン]

編集・発行：岐阜県健康福祉部生活衛生課

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

電話：058-272-8284 FAX：058-278-2627

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp
